

ねふたまつりコンテスト審査基準

I. 運行（10点）

▽運行形態（運行責任者・町印（団体印）／前燈籠・前ねふた・大型ねふた・太鼓・囃子）が守られていること。

▽前の参加団体とは適度な距離を置き、極端に運行が遅れていないこと。

▽囃子に合わせて、かけ声が元気で大きく揃っていること。

▽引き手、囃子手、その他運行に携わっている者の運行態度がよく、統制のとれた隊列であること。

▽服装や運行形態などに工夫、努力がされてあるものは奨励する。

▽いわゆる“カラス”のような格好、公序良俗を乱すような格好は慎むこと。

II. 構造（5点）

▽組ねふた：①がく、開き、板隠、蛇腹、その上に高欄があり、背面には、見送り、袖があること。

②バランスのとれた人形の配置と動きのある造形であること。

▽扇ねふた：①がく、開き、背面には、見送りがあること。

②バランスのとれたがく、開き、扇のたまりであること。

***当地に伝承されてきた伝統的な構造が守られていること。**

III. 絵（芸術）（10点）

▽鏡絵は、武者絵等の躍動感溢れる絵柄で「動」を表現し、見送り絵は、美人画等で「静」を表現する。

▽袖絵は、見送り絵を引き立てるようなものを描くこと。ろうや、色の濃淡を効果的に使い、かつ色彩が綺麗であること。

▽額絵：額の前面には「雲漢」の文字、左右の面には進行方向を向いた武者絵、後面には、後方より見て正面を向いた武者絵を描くこと。



▽開きには、牡丹を描くこと。

▽「落款」は、余り目立ち過ぎずに、絵全体のバランスを崩さないこと。

*組ねぶたは、造形美・見送り絵・額絵・開きを総合的に判断する。

*扇ねぶたは、鏡絵・見送り絵・額絵・開きを総合的に判断する。

IV. 囃子（10点）

▽旋律、リズムが弘前ねぶたの囃子であり、笛、太鼓の調和がとれていること。

▽奨励するものではないが、手摺り鉦を使用する場合は、過度にならないこと。

*手摺り鉦の音だけが強く、笛の音が消されることのないように

V. 印象（5点）

▽上記I～IVの項目に限らず、心をつかむ加点要素で採点する。

*運行形態内のすべての要素（運行責任者～囃子）を総合的に判断する。

*配点は、運行10点、構造5点、絵10点、囃子10点、印象5点で40点満点とする。

*弘前ねぶたまつり運行安全指針で定めた事項に違反、若しくは運行中に事故があった場合は、違反・事故の程度により集計点数から減点するものとする。

*運行コース上（桜大通り～代官町上土手町交差点）に運行監視員を配置し、極端な運行の遅れや隊列内での間隔の空きすぎ、信号機・交通標識・交通誘導看板等への接触等、コース上の運行について監視する。問題が生じた際は、運行監視員の情報を集め、その程度に応じて集計点数から減点する場合もある。

*点数公表を希望する団体には、後日封書で通知公表する。

【奨励する事項】

弘前ねぶたの伝統を後世へ伝承することを目的に次のことを奨励事項とする。

▽「組みねぶた」の奨励

▽きんちゃく、ホラ貝、錫杖、ささら、さしまた等、近年少なくなった道具の使用。

▽笛、太鼓のみの囃子構成。かつぎ太鼓。

▽囃子のリズムに合わせた「おっ、」という掛け声。

▽鏡絵、見送り絵、袖絵に何らかの統一性（一連の流れ）が欲しい。

*中国もの（「三国志」「水滸伝」など）なら、中国もので統一
和もの（「為信」「川中島の戦い」など）なら、和もので統一